

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
4月19日
(火曜日)

目次

- 規則
山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則(中山間地域づくり推進課)……………
- 告示
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)……………
- 公告
県営下津令地区経営体育成基盤整備事業の換地処分(農村整備課)……………
国営緊急農地再編整備事業(南周防地区波野(木地)換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………
周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………
○選管告示
政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等……………
- 山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年四月十九日
山口県知事 村岡 嗣 政
- 山口県規則第三十四号
山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則
山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則(平成十八

年山口県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一号中「豊西村、黒井村、川棚村及び小串町」を「及び豊西村」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百一十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和四年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
令和四年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
森永 晃仁 光市虹ヶ浜三丁目一番二〇一五〇三号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
各月ごとの概算払



(六四) 県営下津令地区経営体育成基盤整備事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営下津令地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

令和四年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 換地処分の年月日

令和四年四月四日
二 換地処分の内容

県営下津令地区経営体育成基盤整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(六五) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区波野(木地)換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区波野(木地)換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区波野(木地)換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年四月二十日から同年五月十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六六) 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和四年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和四年五月十三日(金曜日)午後二時

二 開催の場所

下松市大手町二丁目三番一号

下松中央公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する周南都市計画道路三・三・二百五国道山手線

次のとおりとする。
(二) 変更する周南都市計画道路三・四・二百四妙見通線
次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和四年五月六日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和四年四月二十九日までの消印のあるものに限り、公

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三-九三三-三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所

下松市大手町三丁目三番三号

下松市建設部都市整備課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



山口県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、令

和四年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
おかざきなみ子後援会	岡崎南海子	岡崎南海子	熊毛郡田布施町大字下田布施3119の1

令和四年四月十九日
発行

発行人

山口県知事